

労働基準関係法令違反に係る公表事案

千葉労働局

最終更新日：令和7年12月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
協成電気（株）千葉営業所	神奈川県川崎市	R7.1.9	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約2か月の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.1.9送検
窪田板金	千葉県長生郡長南町	R7.1.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約7mの屋根上で、要求性能墜落防止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.1.16送検
(株) 隼建材	埼玉県深谷市	R7.2.25	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	チェーンソーを用いて伐木の作業を行うにあたり、労働者に特別教育を行っていなかったもの	R7.2.25送検
F・ヒロタキ(株)	千葉県白井市	R7.10.7	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にクレーンの運転業務を行わせたもの	R7.10.7送検
(株)丸石	千葉県鎌ヶ谷市	R7.10.10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約7mの庇上で、要求性能墜落防止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.10.10送検
(有)イソベ商会	千葉県八街市	R7.10.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第533条	湯釜内へ木材を運搬する作業を行わせる際、墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。	R7.10.16送検
(株)宇野興業	千葉県市原市	R7.10.28	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	コンクリート圧碎機を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R7.10.28送検
日本板硝子(株)	東京都港区	R7.10.28	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	集塵機内で、危険を防止するための措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。	R7.10.28送検
(株)センエー	千葉県千葉市	R7.10.28	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R7.10.28送検
日溜化工機(株)	千葉県市原市	R7.10.28	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条	爆発または火災のおそれがある場所において、その防止措置を講じず、アーク溶接機を使用させたもの	R7.10.28送検
星野興業(株)	東京都墨田区	R7.11.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械に安全装置を取り付けていなかったもの	R7.11.5送検
(株)昭和メディカルサイエンス	東京都町田市	R7.11.27	労働基準法第32条	労働者11名に36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R7.11.27送検